

# 北九州市国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要領

令和6年12月19日

## 第1 趣旨

この要領は、国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱（令和6年9月27日改定。以下「要綱」という。）第8の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 企業の要件

要綱第4の1（6）に規定する要件は、以下のとおりとする。

- （1）以下のいずれかの規約等により登録された企業であること
  - （ア）「IT Scrum KitaQ」規約
  - （イ）北九州半導体ネットワーク規約
  - （ウ）北九州市DX推進プラットフォーム規約
  - （エ）北九州システムインテグレータネットワーク規約
  - （オ）北九州情報サービス産業振興協会規約
  - （カ）パーツネット北九州会則
- （2）北九州市暴力団排除条例（平成22年条例第19号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- （3）市税に係る徴収金を滞納していない者

## 第3 申請手続等

要綱第5の1④に規定する書類について以下のとおり定める。

- （1）同意書（様式第1号）
- （2）その他、経営の安定性等の確認において北九州市が必要と認める書類

## 第4 企業の経営の安定性の確認等

要綱第6に規定する企業の経営の安定性の確認等に関しては以下のとおりとする。

- （1）要綱第6の1（1）に規定する経営状態の確認にあたっては、北九州市が選任した専門的知見を有する中小企業診断士へ提出書類を回付し、確認を行うこととする
- （2）要綱第6の2（1）に規定する事業の進捗状況の確認及び経営安定化に向けた助言の実施においては、上記中小企業診断士同席のうえ面談を行うこととする
- （3）（2）に掲げる面談の際に、外国人エンジニアの採用状況や就労状況について確認し、必要に応じて指導等を行う

## 第5 外国人エンジニアに対する帰国担保支援等

要綱第6の2に規定する、関係自治体による外国人エンジニアに対する帰国担保支援等については以下のとおりとする。

- (1) 要綱第6の2に規定するもののほか、当該外国人エンジニアの責めに帰すべき事由によらず解雇された場合は、企業に対し帰国旅費の負担を求めるとともに、必要に応じて当該外国人エンジニアに対し転職支援窓口の紹介等を行い、不法滞在の防止に努める

### 附 則

- 1 この要領は、令和6年12月19日から施行する。

令和 年 月 日

同意書

北九州市長

申請者 所在地  
企業名称  
代表者の役職・氏名  
連絡先 担当者名 電話番号

北九州市国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要領第 3 条に基づき、本件申請にあたり市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないことの照会確認及び下記役員名簿のとおり市に提出した個人情報について、警察本部への照会確認に使用することに同意します。

記

役員名簿

役職	氏名	ふりがな	生年月日